

令和 2 年 3 月 16 日

令和 2 年 第 1 回
沖縄県議会（定例会）

予算特別委員会記録

（ 第 5 号 ）

開会の日時、場所

年月日 令和2年3月16日（月曜日）
開会 午前10時1分
散会 午前10時58分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 要調査事項の取扱いについて
- 2 総括質疑の取扱いについて

出席委員

委員長	狩 俣 信 子さん		
副委員長	西 銘 啓史郎君		
委員	大 浜 一 郎君	又 吉 清 義君	
	末 松 文 信君	島 袋 大君	
	照 屋 守 之君	照 屋 大 河君	
	崎 山 嗣 幸君	比 嘉 京 子さん	
	大 城 一 馬君	親 川 敬君	
	玉 城 満君	赤 嶺 昇君	
	瀬 長 美佐雄君	比 嘉 瑞 己君	
	上 原 章君	糸 洲 朝 則君	
	大 城 憲 幸君		

○狩俣信子委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

要調査事項の取扱いについて及び総括質疑の取扱いについてを議題といたします。

ちなみに、常任委員長への質疑の通告及び特記事項の報告はありませんでした。

各常任委員会からの予算調査報告書につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項記の6（4）に基づき、3月13日、予算特別委員に配付してあります。

休憩いたします。

（休憩中に、要調査事項に関し知事等の出席を求めるか否かについては理事会で協議することで意見の一致を見た。）

○狩俣信子委員長 再開いたします。

要調査事項に関して知事等の出席を求め質疑を行うか否かについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、理事会で協議することといたします。

理事会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時21分再開

○狩俣信子委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

要調査事項に関して知事等の出席を求め、総括質疑を行うことについて慎重に協議した結果、理事会として意見の一致を見ることはできませんでした。

以上、御報告いたします。

島袋大委員。

○島袋大委員 要調査事項に関して、知事等の出席を求め、総括質疑を行うことは必要だと私は考えております。

よってこの際、総括質疑を開催することについて採決を求める動議を提出したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○狩俣信子委員長 ただいま、島袋大委員から知事等の委員会出席とともに、総括質疑の開催を求める動議が提出されました。

よって、この際、本動議を議題といたします。

これより本動議の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 動議について賛成の立場で意見を申し上げます。

この提出されてる案件についてはですね、やっぱり知事にぜひ出席を求めてお願いしたいんですけども。特に文厚委員から出されております北部基幹病院についてはですね、これは3月15日のタイムス報道を見てもですね、我々びっくりしております、県議会の文教厚生委員長としてのコメントが出されてですね、私たちには話合いには持てなかったとかという、文教厚生委員長としてこういうことをですね、コメントを出されておまして、我々はなお一層ですね、知事を参考人として求める必要性があるんだろうなと思っております。同時に、この県議会の文教厚生委員長として、なぜこういうふうなコメントをマスコミに出したのか、その責任を私は問われると思いますよ。そこも含めてですね、やはりそれは知事からこの経緯も含め何でそうなっているの

か、文教厚生委員長がですね、何でそうなっているのかこのコメントを出さざるを得ない状況になっているのかですね、そのことも含めてですね、それはやっぱり知事の出席を求めて説明を受けると。マリンタウンのMICE事業についてもしかりです。万国津梁会議も全く一緒。新型コロナウイルス感染については、また別途で執行部から説明があるということですからそこは省いてもですね、やはり知事の説明を求めるとするのは当然のことですから、御配慮お願いしたいということです。

以上です。

○狩俣信子委員長 ほかに意見・討論はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 今回提出された要調査事項については、各常任委員会においても意見の一致、知事の出席を求める、あるいは必要ないということでそれぞれに意見があったようです。理事会でも慎重に審査を—先ほど委員長の報告のように審査をしましたが意見の一致を見なかったところです。ただ、新型コロナウイルスに対しては小学校が休校するなどですね、大きな問題になっているという委員会の意見を受けてですね、議会でも与党代表者会議を開いて要請を行う等ですね、有意義な議会活動につながったというふうに思っています。その他の点については既に、本会議あるいは一般質問、代表質問で意見それから説明を尽くされているというふうに思いますので、知事の出席は必要ないというふうに申し上げます。

○狩俣信子委員長 ほかに御意見はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 私どもの委員会から出した4番目の北部基幹病院についてでありますけども、この件についてはですね、委員会でもいろいろ議論しました。これ遡ってですね、平成16年に既にその沖縄県の県立病院のあり方検討委員会の中で、北部の医療はそのままではよくないと、将来的にはぜひとも北部病院と北部地区医師会病院統合して基幹病院を整備したほうが良いというイメージが、もうあのときつくられているわけですよ。それを今日改めて協議した結果、やっぱり北部の医療は大変だということで、各先生方もそうですけれども、我々も地域の健康を取り持つ、命を守る立場からもこれをなんとか早めに整備してほしいということ、ずっとやってきたわけですよ。その中で沖縄県が中心となつてね、北部12市町村の市町村会、県立の北部病院、それから

北部地区医師会病院、この4者で協議した結果、早めには整備すべきだということで、この基本的な合意書案も4者でつくってですよ、北部市町村会それから北部12市町村の議会議長会から知事そしてそのお互いの議長にも、早めにやってほしいと、合意書は早く締結してほしいと、こういう趣旨の要請をしたわけですよ。そのさなかにですね、委員長がこれ2月6日の新報の記事ですけれども、文教厚生委員長の狩俣信子氏は、急いで結論を出す必要はない、有識者会議で1年かけて議論すべきだと指摘した。統合にストップをかけたいとも述べたとっております。おとといのこの15日の記者の取材に対して、第三者委員会で精査をとという大きな見出し。この中で何を言っているかということ、基幹病院の進捗は県議団と話し合うのが知事との約束だったが、私たちが考えるような話合いはなかった、持てなかった。知事はもう少し慎重にしないといけないと思うと、知事にプレッシャーをかけている。でそういうプレッシャーかけられた知事がどう考えているのかということについては、この場で聞く必要がある。ぜひ出席を求めて質疑をしたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

以上です。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から、今後の議事の流れについて説明を求められたため事務局から説明があった。また、赤嶺委員から本件に関し会派内で協議したいとの申出があり、暫時休憩に入った。)

午前10時29分休憩

午前10時45分再開

○狩俣信子委員長 再開いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員より会派おきなわ内での協議の結果、知事の出席を求めて総括質疑を行うことには反対である旨の報告があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

ほかに御意見ありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 私は提案者ですから賛成という立場での討論になりますけども、先ほど今、会派おきなわさんからもお話がありました。我々が求めているのは、この北部基幹病院についてということでありましたらですね、やはり知事が12市町村の首長、議会含めて地域の合意を—いろいろ意見を聞いてです

ね、やはり地域がどうしても求めているということの知事の判断を求めているわけですよ。そして今先ほどうちの末松委員からありましたように、委員長はこの新聞で、いろんな形でこの基幹病院の進捗は県議団との話し合いが知事との約束だった、だが私たちが考えるように話し合いはなかなか持ててこなかった、知事はもう少し慎重にしないとイケないと思うという表現はですね、今、北部12市町村長会、町村議会、市議会も含めてですけど、知事に対してどうしても非常に必要だと、やってくれということと言っている中に、県議会がブレーキを引いて踏んでるような形になるんですよ。そこで委員長という立場ではなくて個人的な意見であったということでありまして、新聞紙面が個人でこれだけ大きなクローズアップされる記事にはなりませんよ。だからこそ私言っているのは、個人の意見だったら個人の意見、当然大事ですよ。しかし、新聞紙面に個人の意見で2行も1行も載りませんよ。委員長という立場だからこうなっているんですよ。なぜ私たちがここまで言うかということ、既にヤンバルの人たちは、電話問合せ相当ですよ。地元の末松委員なんて昨日からずっと電話ですよ。なぜヤンバルの人たちの思いを酌み取ってくれないのか、幾ら個人でも那覇選出の委員長という立場の発言が本当にこれ重みあるのと、これ議会の総意なのかという。なぜ我々がこういう問合せまで、我々が説明して歩かないとイケないんですかってなるのですよ。だからこそ今委員長という立場一個人という御意見も分かりますけれども、我々は県議会が足引引っ張っているということになれば、なおさら知事と呼んでですね、しっかりと我々は県議会として知事の思いを確認しないとイケないなと思っていて、我々は動議を出しているわけでありましてから、そこは皆さん方しっかりと御確認、御検討していただいでですね、我々は何としてでもいろんな形で北部基幹病院のみでも一のみで知事を参考に呼ぶっていうのも我々はやぶさかではないですよ。これだけ記事がクローズアップされたのであればしっかりと県議会の立場と知事の判断というのは必要ですから、我々は総括質疑をこれだけ出していますけれども、北部基幹病院のみでですね、知事と呼ぶということもやぶさかではない。だからそういったことも考えればですね、ぜひともですね、こういった問題は与野党関係ないということであれば重要な案件だと思っておりますから、ひとつ御賛同のお力添えと御協力をお願いしたいと思っております。

○狩俣信子委員長 ほかに意見はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 タイムスの新聞のほうは、基幹病院をめぐる動き関係者に聞くというタイトルです。北部市町村会長の當眞宜野座村長と文教厚生委員会の狩俣委員長にと書いてます。この中で新聞を見て思うのが、狩俣信子委員長の個人的発言とはいえ、公設民営で指定管理する案は約束が違うというのが私たちの意見です。というのは委員会の意見だと私は受け取るんですね、私はですよ。これ読んだ人は多分そうですよ。いや、いいですか、委員長という立場で一個人とおっしゃいましたけど、これは個人の意見ですと言い換えればいいですよ。私たち、というのが委員会の声になるんですって、皆は。違う、首振っても新聞読む人はそう受け取るんです。で、聞きましたよ一文教厚生委員でこういう議論したんですかと。こういうことをね、委員長が軽々しく発言しては駄目ですよ。ですから知事の考えも聞くという意味ではしっかり出てもらう、で確認するのが筋だと思います。

以上です。

○狩俣信子委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 私は文教厚生委員として非常に憤慨しておりますね、で今もありましたように、こういうのは私たちが考えるような話し合いがなされてこなかったということは、県民からすると一文厚委員会ではこういう話し合いはしていないから、文教厚生委員長がこういうコメントを出すんだということで、非常にあらぬ誤解を与えていますね。これからの基幹病院を進めていく上で非常に障害になります。ですからあえてこのようなことも含めてですね、知事からいやそうではないと、これは県と12市町村地域住民も含めて進めてきた問題だということをしてですね、やはりこういう場でしっかりと説明をしてもらうということが必要だろうと思っているんですね。これ文教厚生委員長としての責任は非常に大きいと思いますよ。だからこれ議会全体の問題になっています今。議会全体の問題です。これは北部12市町村10万県民の命、健康を守るというそういうふうなものがですね、一委員長のそういう発言でこれが県民に非常に誤解と不安を与えているということだということ、これどうやって払拭するんですか、払拭できませんよ。ですからやはりそれを払拭するのは、知事がここに来てしっかりとそうではないということをしてですね、県民に対して説明をしてもらう、それしかないと思います。委員長その責任を感じているのであればですね、これ委員長のほうから出席してぜひ説明して

もらいたいようなことを、文教厚生委員長として説明をまとめるべきだと思いますね。

以上です。

○狩俣信子委員長 ほかに御意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、本動議に対する採決を行います。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○狩俣信子委員長 可否同数であります

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長において、その可否を裁決いたします。

本動議に関し、委員長は否決と裁決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、3月23日の本会議において付託予定の追加議案に係る審査のため、同日、日程を追加し本委員会を開催すること及び質疑の要領等について協議した結果、意見の一致を見た。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

3月23日の予算特別委員会補正予算審査については、休憩中に御協議したとおりにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、3月23日 月曜日 本会議休憩中及び終了後に委員会開催を予定しております。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 狩 俣 信 子